

令和4～6年度 尾道市物品購入等競争入札参加資格審査申請について

令和4年度から6年度の尾道市（上下水道局、市民病院、みつぎ総合病院を含む）における物品購入（印刷物、修繕を含む）、業務委託（建設工事関係を除く）、賃貸借の競争入札（随意契約を含む）に参加するための資格を審査し、適格者を名簿に登録します。

今回、申請書をはじめ手続き内容を大幅に変更しています。関係書類をよく確認し、申請を行ってください。

申請手続きの概要

- 申請書をエクセルで作成、関係書類をPDF等で提出
- 原則、郵送で提出
 - ※ windows環境以外等で申請書を作成できない場合は「申請書データを作成できない場合について」（本編最後）をご覧ください。
 - ※ 紙書類での提出を希望される場合は、「紙書類での提出用」をご覧ください。

申請日程

申請書受付期間	令和3年11月15日（月）から12月10日（金）まで
申請書確認期間	令和3年11月15日（月）から令和4年1月31日（月）まで

- ※ 申請書の不備や書類不足があった場合は、個別に連絡します。
- ※ 申請書記載事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出すること。様式や添付書類、提出方法については尾道市のホームページでご確認ください。
- ※ 今回申請書を提出できなかった場合は、令和4年5月以降に追加申請を受け付けます。詳細は、令和4年4月以降に尾道市のホームページにて告知します。

申請できる者

- 次の各号に該当しない者であること
 - (1) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者
 - (3) 申請時に尾道市に納付すべき市税の滞納がある者、並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税を滞納している者
 - (4) 営業に関し許可・認可・登録等を必要とする場合において、これを得ていない者
 - (5) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例第2条第2号又は第3号に該当する者

認定について

- 資格認定は令和4年4月1日付で、令和7年3月31日までの認定期間です。
- 認定日に尾道市のホームページに登録業者名簿を公表します。個別通知はしませんのでこちらでご確認ください。
- 認定日前に令和4年度の競争入札等があった場合は、認定業者として取り扱いません。

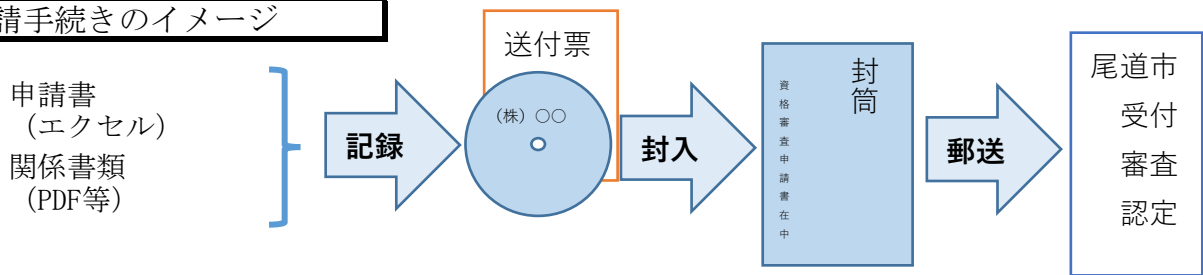
問い合わせ先・郵送先

722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市役所 企画財政部財政課 用度係 あて
電話 (0848) 38-9324 、 FAX (0848) 38-9319

※封筒表面に「資格審査書類在中」と記載してください。

申請手順

申請手続きのイメージ



申請書入手

※ 尾道市のホームページから申請書をダウンロードして下さい。

申請書入力

※ 様式1に必要事項を入力して下さい。

※ 様式2の該当するものに○をつけて下さい。

※ 様式3の市内営業所等調べに、営業所の外観と内部の写真を貼り付けてください。

継続登録の本店を尾道市内に置く業者は提出を免除します。

注意： 様式を別のファイルにコピー等はしないでください。ダウンロードしたファイルに入力してください。

確認

※ 申請書内「申請者確認票」を印刷し、登録内容を確認し保管してください。

※ 申請書内「送付票」にCDに記録するものにチェックをし、印刷してください。

書類を電子化

※ 次の関係書類を取得、作成し電子化（PDF等）してください。

登記簿謄本、個人事業主は身分証明書

財務諸表、個人の場合は収支明細書又は青色申告決算書

消費税の納税証明書や市税の完納証明書

営業許可等の許認可証明など必要なもの

CDに記録

※ CD-R等の媒体に申請書と関係書類を記録して下さい。

※ 各ファイル名を次の例のように変更してください。

(株)〇〇 2022-24申請書

〇〇(株) 登記簿謄本

(有)□□ 消費税及び地方消費税3-3

AAA 納税証明

※ CD本体に申請者名（略称可）を記載してください。

注意： CDに記録したものと同一ファイルを、確認・再送用として申請者で保存しておいてください。

CDを郵送

※ 送付票に送付日を記載し、CD記録ファイルのチェックや申請者情報を確認してください。

※ CD保護のためケース等に入れてください。

※ 送付票とCDを封筒に入れ1枚目下段の郵送先へ送付してください。

※ 申請書受付期間内必着で郵送してください。

※ 普通郵便で郵送していただいて結構です。

※以下は尾道市での処理

收受	※封筒が到達したら、すみやかに受付票をFAXします。
受付	※受付順により順次内容及び添付書類を確認します。
審査	※審査委員会を開催し審査認定をします。
認定	※令和4年4月1日付で認定、尾道市のHPに登録業者名簿を公開します。

関係書類について

会社や個人の証明（3か月以内に発行されたもの）

- ◇（法人の場合）登記簿謄本
法務局が発行する現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ◇（個人の場合）身分証明書
本籍地の市区町村が発行する身分証明書

営業実績

- ◇（法人の場合）直前、最新の財務諸表の貸借対照表及び損益計算書
 - ◇（個人の場合）前年の青色申告決算書（損益計算書及び貸借対照表）又は収支内訳書
- ※ 申請時に上記各書類が作成されていない場合は、同様の様式により直近までの営業実績書を作成し、提出してください。
この場合、当該書類が作成され次第提出してください。

納税に関する資料（3か月以内に発行されたもの）

- ◇消費税及び地方消費税納税証明書
管轄の税務署で交付される、納税証明書「その3 未納税額のない証明用」（消費税及び地方消費税に係るもの）を提出してください。「その3の2」または「その3の3」でも構いません。
消費税等の納税義務がない場合でも、納税証明書「その3」は交付されますので提出してください。
- ※ 納税証明書に未納額が記載されている場合は、当該金額を納入したことがわかる領収書等又は猶予されていることがわかる書類を添付してください。
- ◇尾道市市税完納証明書 ※市内業者として登録する場合のみ
市に納付すべき市税の完納証明書（本店名義）
個人代表者名義の完納証明書
※ 無申告の場合は、納付すべき市税を完納したとはみなしません。
※ 市税完納証明書は、市役所及び各支所で取得できます。（有料）

営業に必要な許認可・登録等証明

- ◇ 申請書様式1「○営業経歴等---⑦ 許認可」に記載した項目の許認可証、登録証を添付してください。
- ◇ 申請書様式1「○営業経歴等---⑧取扱メーカー」に記載した項目の代理店、特約店等証明書を添付してください。

電子化について

- 申請書に添付する関係書類は、すべてPDF形式で提出してください。
 - PDF形式にできないものは、写真（JPEG形式）で提出してください。
 - 各ファイル名を次の例のように変更してください。
○○（株）登記簿謄本
（有）□□ 消費税及び地方消費税3-3
AAA 納税証明
- ※ PDFにする主な方法
- ① スキャナーで読み取りソフト等によりPDFに変換して保存
 - ② 文書作成ソフト、表計算ソフトからPDFに変換して保存
 - ③ スマートフォン等のPDF変換アプリで撮影して変換して保存

記録媒体について

- 記録媒体としCD-R、CD-RW、DVD-R、DVD-RW、SDカード、USBメモリー、HDD等が考えられます。
- 一般的に安価なCD-RやDVD-Rを想定しています。本申請において記録媒体を「CD」と表記しています。
- 提出されたCDは返却しませんのでご注意ください。
- 提出するCDにコンピュータウイルス等が記録されないよう十分注意してください。

なお、当市でのウイルスチェック等により不正なプログラムやソフト等が発見された場合、当該業者を不適格者として認定しない場合があります。

市内業者の認定について

- 市内業者認定基準を改正しました。
- 主な変更点は、次のとおりです。
 - (1) 営業所（本店、支店、営業所等。以下同じ）に専用の電話（携帯電話含む）やFAX受信機器が設置されていること。
（説明）尾道市内に置く営業所の電話やFAXは、直接当該営業所へ繋がるものであること。営業所責任者の携帯番号での登録も可能です。
 - (2) 営業所に常勤職員を配置し、常に連絡が取れること。
（説明）本店以外の支店、営業所等の責任者を本店代表者が兼任することはできません。常勤職員を配置し、当該職員が留守の場合は、責任者携帯又は本店等に電話が転送され、常に連絡が取れるようにしてください。（定休日等を除く、常時当該営業所以外へ転送される場合は市内認定を取り消します。）
 - (3) 看板掲示を具体化した。
（説明）今まで看板設置の有無としていたものを「複数年の使用に耐えうる素材及び方法により設置された企業名等の看板を設置していること。」と具体的にしました。
 - (4) 営業所の電話番号の電話帳への掲載を基準から削除した。
（説明）インターネットやスマートフォンの普及など電話帳掲載の必要性が変化していますので、認定基準から削除しました。
- 申請書様式3 尾道市内に置く営業所等調べにより、継続登録の市内に本店を置く業者以外を審査します。

尾道市の令和3・4年度建設工事等入札参加資格者名簿の登録業者の皆さんへ

- 修繕のみに登録される場合
 申請書の様式1の前半部分と様式2-2（修繕）のみ入力してください。様式3及び関係書類はすべて不要です。
 - 物品や役務にも登録される場合
 申請書の様式1の指示された項目及び様式2を入力してください。役務の許可等の証明書を必要に応じて添付してください。その他の関係書類は不要です。
- ※ いずれも、申請手続きのとおりCDに記録して、原則、郵送してください。

申請書の記載事項に変更があった場合について

- 申請書提出から令和7年3月31日までの間に、申請書の記載事項に変更があった場合は、すみやかに変更届を提出してください。
- 変更届の様式や提出方法及び添付書類は、尾道市のホームページでご確認ください。

契約書及び請求書の印鑑について

今回、実印や使用印の登録は行いません。

契約書の印鑑や請求書の印鑑については、表示内容を確認することになります。

社印及び代表者印の社名や代表者職名等が違くと有効なものとは認められない場合がありますので、注意してください。

契約を締結したもの（請書含む）は契約書の印鑑と請求書の印鑑は同一でなければいけません。

※ 有効な印鑑（法人の場合）

- ・ 商号又は名称及び代表者職名が表示されたもの
- ・ 商号又は名称が表示されたものと代表者の私印や代表者職名が表示されたものとの組み合わせ

※ 無効な印鑑（法人の場合）

- ・ 商号又は名称が表示されたもののみ
- ・ 商号又は名称の表示または代表者職名が契約書や請求書の記載事項と異なるもの

その他

○ 市内業者優先発注について

本市では、地元業者育成の観点から条件付一般競争入札の参加条件の設定や指名業者の選定等に際しては、原則として市内業者を優先しています。

○ 入札指名について

この申請に係る資格は、競争入札に参加することができる資格であり、これをもって必ず指名されるという権利を得るものではありませんので、あらかじめご了承ください。

○ 環境への配慮について

本市では、昨年11月に「尾道市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに尾道市内の二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを目指しています。

また、国連が推奨するSDGsやグリーン購入の推進に取り組んでいます。

本市の取組みの趣旨をご理解いただき、本市の登録業者となりましたら、物品やサービスの提供にあたっては、環境配慮型製品の選択、廃棄物の減量・リサイクルの推進などの環境に配慮した取組みに努めてくださいますようお願いいたします。

申請書データを作成できない場合について

- windows環境以外等で申請書を作成できない場合は、申請書と送付票の紙書類提出用（PDF）を印刷してください。
- 申請書に必要事項を記入してください。
- 上記各項目を参考に関係書類をPDF等にし、CDに記録してください。
- 送付票に必要事項を記入し、申請書及びCDと一緒に郵送してください。